

令和3年度 社会福祉法人 名北福社会 介護職員初任者研修

学 則

1、事業者の名称・所在地：

本研修は次の事業者が実施する。

名称 社会福祉法人 名北福社会

所在地 愛知県名古屋市北区御成通3-20-4

2、目的：

名北福社会は「子ども、体の不自由な方、高齢者、誰もが安心して暮らせる地域社会」を目指している。高齢者や体の不自由な方々が住み慣れた地域で安心して心豊かにくらしていけるように、支え合い、助け合う活動の一環として介護職員の養成をすすめていく。

3、研修の名称及び課程：

研修の名称 社会福祉法人 名北福社会 介護職員初任者研修

課程 介護職員初任者研修課程（通学形式）

4、実施場所：

前条の研修を行うために使用する講義・演習会場は下記の通りとする。

〈講義・演習〉めいほく鳩岡の家（北区鳩岡町1-1-5）

5、研修期間：

令和3年 12月4日（土）～ 令和4年 5月 7日（土）

6、カリキュラム及び使用する教材：

（1）カリキュラムは別紙1-1のとおりとする

（2）教材は次のとおりとする

『介護職員初任者研修 DVD付 改訂版』（MINERVA 福祉資格テキスト）

ミネルヴァ書房

7、講師氏名および職名：

別紙1-2のとおりである

8、研修修了の認定方法および免除科目：

〈認定方法〉

全課程の出席とレポートの提出、次の修了評価を行った上、基準に達したと認められたものに対して認定をする。

- (1) 修了評価は、各科目に定める「修了時の評価ポイント」に沿って各受講生の知識・技術等の習熟度を確認して行う。
- (2) 「9. ところとからだのしくみと生活支援技術」では生活支援技術の習得状況の評価を行う。
- (3) 全科目の研修終了後、筆記試験による修了評価を行う。
- (4) 評価基準は、次の通り、理解度の高い順に A・B・C・D の 4 区分とし、C 以上で評価基準を満たしたものを認定する。評価基準に満たしていない場合は、必要に応じて補講等を行い再評価するなど、基準に達するよう努める。

認定基準（100点を満点評価とする）

A=90 点以上、B=80～89 点、C=70～79 点、D=70 点未満

〈免除科目〉

- (1) 特別養護老人ホーム等の介護職員等として実務経験を有する者

ア 対象者

「指定施設における業務範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係わる介護等の業務の範囲等について」（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号）別添 2 「介護福祉士試験の受験資格の認定に係わる介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が 365 日以上であり、かつ 180 日以上介護等の業務に従事した者

イ 免除できる科目

1.職務の理解（6 時間）

- (2) 平成 25 年 4 月 1 日以降に「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）第 2 号に掲げる研修の 2 級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ア 免除できる科目

7.認知症の理解（6 時間）を除く全科目

9、募集期間： 令和 3 年 11 月 20 日（土）～令和 3 年 11 月 30 日（火）

10、受講対象：

介護職員として活動する意志のある 18 歳以上の者

講義・演習の全課程を必ず出席できる者

修学に支障のない心身ともに健康である者

11、募集定員： 10 人

12、応募方法：

- (1) 受講希望者は学則、募集要項（別紙 2）を熟読した上で、上記の募集期間中に受講申込書（別紙 3）に記入の上、持参、郵送のいずれかにより名北福祉会ヘルパーステーションそら介護職員初任者研修事務局へ提出する。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。

(2) 受講者の決定後、受講決定通知書を受講者宛に通知する。

(3) 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講費用等を納付すること。

13、受講費用：

30,000円（テキスト代、資料代、消費税を含む）

*キャッシュバック制度適用有り。キャッシュバック制度については別紙4のとおりとする

14、研修欠席者に対する補講の方法及び補講に係る費用等の取り扱い：

〈研修欠席者の扱い〉

遅刻に関しては、理由の如何にかかわらず認められない。但し、電車遅延については、公共機関発行の遅延届けの提出により研修開始から10分までは認める。また、やむを得ず欠席する場合、事前・事後ともに「欠席届」を提出する。遅延証明書がない場合は電車遅延と認めないこととする。

〈補講について〉

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講の上限は総時間数の1割までとする。補講の実施は当法人において実施するものとする。

15、研修の延期・中止等の事態における養成研修の継続及び苦情等に対する対応：

途中で研修の開講が困難になったような場合については、他事業所を紹介するなど然るべき対応をする。万が一、適当な事業所を紹介できないなど十分な対応できなかった場合にのみ、以降の受講費用は返金する。また、期間中に悪天候・その他の理由で開催中止になった場合は、日程変更やその他の方法により、当該カリキュラム相当内容の補講を行う。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益とならないよう最善の措置を講ずることとする。当法人より受講者へ電話する等の方法により、各決定事項を連絡する。

16、苦情等に対する対応：

事務局窓口 名北福祉会 ヘルパーステーションそら 介護職員初任者研修事務局
窓口責任者 岩橋・大村
電話番号 052-910-0712
住所 北区下飯田町2丁目14番地3 第6諏訪マンション 1F

17、個人情報の保護について：

本研修で知り得た個人情報は、本研修の関連業務以外には使用しない。

18、修了者について：

研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢を記載した名簿を管理するものとする。また、名簿は愛知県知事あてに実績報告書とともに提出され管理されるものとする。

19、本人確認について：

初回の受講時において、次に掲げるいずれかの方法により本人確認を行うものとする。提示されたものについてはその場でコピーをとる。

- ・戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
- ・住民基本台帳カードの提示
- ・在留カードの提示
- ・健康保険証の提示
- ・運転免許証の提示
- ・パスポートの提示
- ・年金手帳の提示
- ・国家資格を有するものについては、免許証又は登録証の提示
- ・マイナンバーカード表面の提示

20、修了証明書の交付、及び再発行について：

修了を認定されたものは、当法人において修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。なお、再発行依頼の際には依頼者は再発行申請書とともに下記を提出するものとする。

- （１）再発行の手続きには身分証明書のコピー
 - （２）講習時と住所が変更になった場合には住民票の写し
 - （３）氏名変更の場合には戸籍謄本（戸籍抄本でも可能な場合あり）
- 再発行の手数料は 500 円とする。

21、その他研修に係わる重要事項：

下記に該当する者については、受講を取り消すことができるとする。

- （１）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- （２）研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- （３）その他、受講態度が悪いなど、当法人が不適当と判断した者

22、施行細則：

この学則に必要な細則ならびにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

23、附則：

この学則は、令和 3 年 11 月 20 日(土)から施行する。